

10 医療的ケア児等支援について

熊本県の医療的ケア児に対する支援について

- I 医療的ケア児について
- II 医療的ケア児等暮らし安心サポート事業
- III 熊本県生命(いのち)の応援事業
- IV 医療型短期入所事業所等設置支援事業
- V 市町村の皆さまへの依頼事項
 - (i) 協議の場の設置
 - (ii) 医療的ケア児等コーディネーターの配置
 - (iii) 地域支援体制の構築
 - (iv) 調査事業への協力
- VI お知らせ

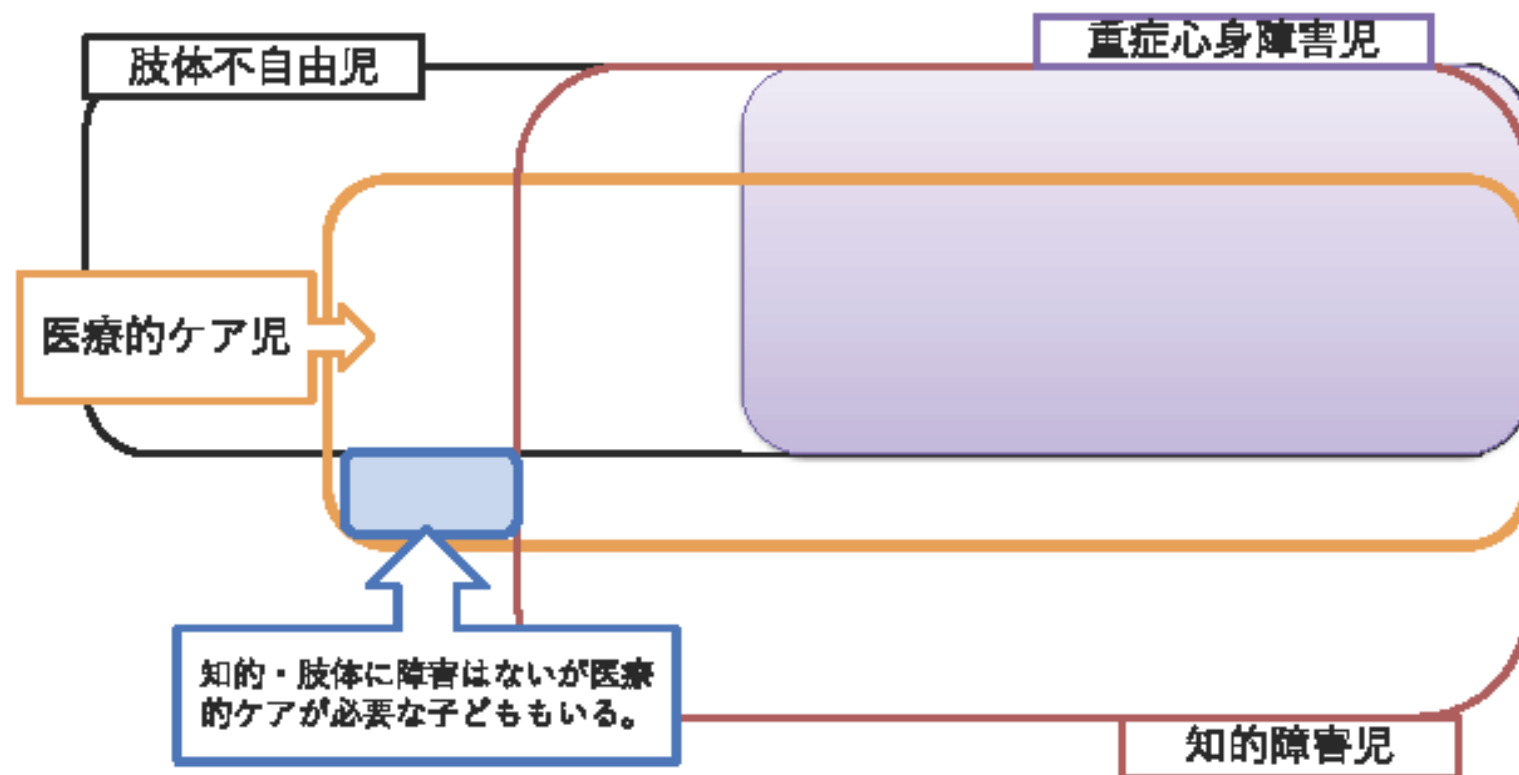
I 医療的ケア児について

(i) 医療的ケア児の概要について

- ・ 人工呼吸器や胃ろう等の使用が日常的に必要な児
- ・ 一人ひとり、状態や必要なケアが異なる。
- ・ 全国で約 2 万人
- ・ 熊本県内は 2 8 6 人。（R3時点）
- ・ 重症心身障害児から動ける医ケア児まで

(ii) 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）について

- ・ 令和 3 年 9 月施行
- ・ 地方公共団体、学校設置者、保育所設置者の責務を明記
- ・ 熊本県医療的ケア児支援センターについて



【医療的ケア】

人工呼吸器、気管切開、吸引、経管栄養（経鼻、胃瘻、腸瘻）、酸素療法、導尿、IVHなど

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の全体像

(令和3年法律第81号) (令和3年6月11日成立・同年6月18日公布)

◎医療的ケア児とは

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童（18歳以上の高校生等を含む。）

立法の目的

- 医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加
- 医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっている

⇒医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資する

⇒安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与する

基本理念

- 1 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援
- 2 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援
→ 医療的ケア児が医療的ケア児でない児童等と共に教育を受けられるように最大限に配慮しつつ適切に行われる教育に係る支援等
- 3 医療的ケア児でなくなった後にも配慮した支援
- 4 医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策
- 5 居住地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策

国・地方公共団体の責務

保育所の設置者、 学校の設置者等の責務

支援措置

国・地方公共団体による措置

- 医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援
- 医療的ケア児及び家族の日常生活における支援
- 相談体制の整備 ○情報の共有の促進 ○広報啓発
- 支援を行う人材の確保 ○研究開発等の推進

医療的ケア児支援センター（都道府県知事が社会福祉法人等を指定又は自ら行う）

- 医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行う
- 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修を行う 等

保育所の設置者、学校の設置者等による措置

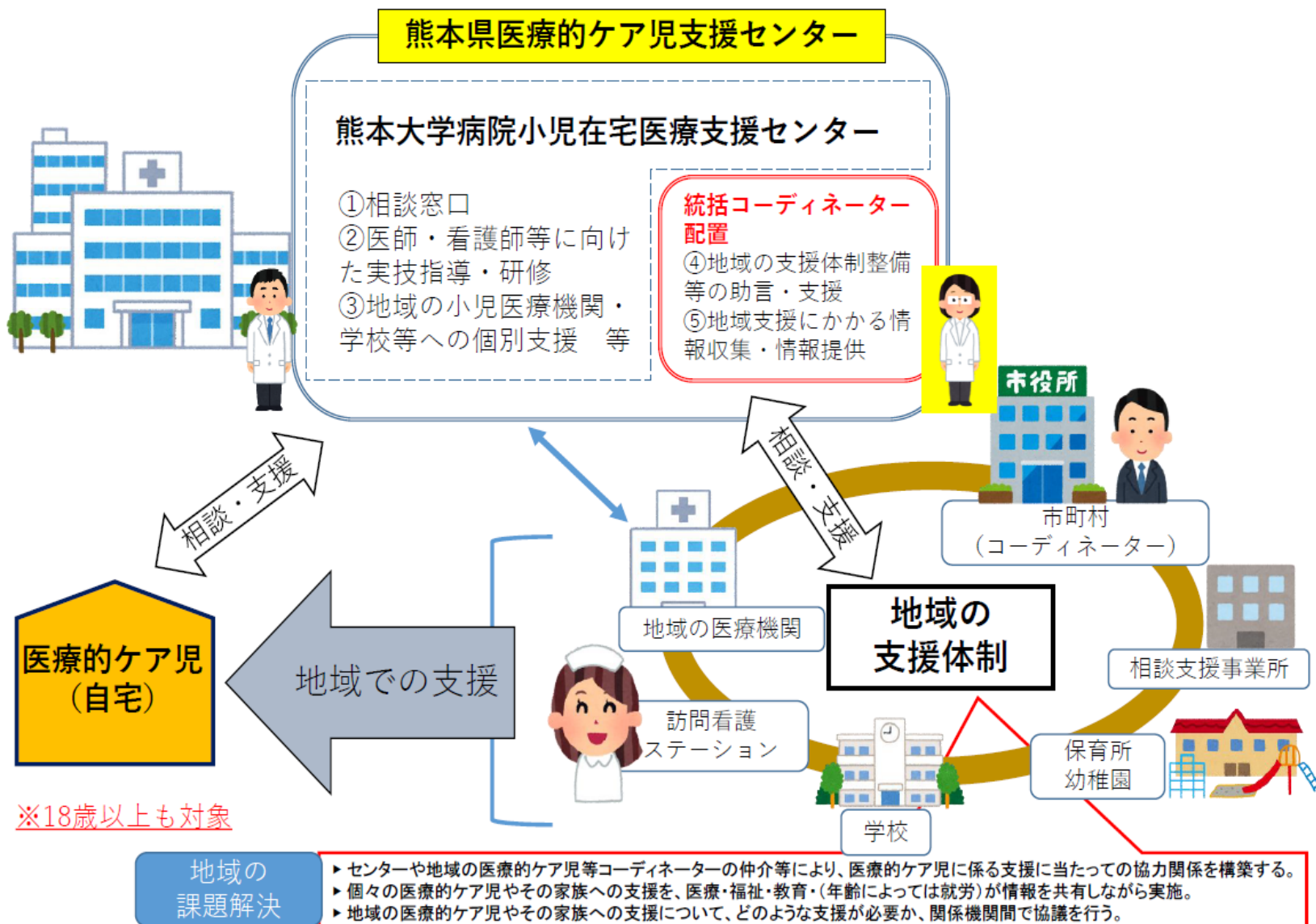
- 保育所における医療的ケアその他の支援
→ 看護師等又は喀痰吸引等が可能な保育士の配置
- 学校における医療的ケアその他の支援
→ 看護師等の配置

施行期日：公布の日から起算して3月を経過した日（令和3年9月18日）

検討事項：法施行後3年を目途としてこの法律の実施状況等を勘案した検討

医療的ケア児の実態把握のための具体的な方策／災害時における医療的ケア児に対する支援の在り方についての検討

熊本県医療的ケア児支援センター（イメージ図）



Ⅱ 医療的ケア児等暮らし安心サポート事業

1 熊本県医療的ケア児等支援検討協議会

① 目的

医療的ケア児の支援に携わる保健、医療、福祉、教育等の関係機関等の連携体制を構築することにより、医療的ケア児等の地域生活支援の向上を図る。

② 設置

各分野において医療的ケア児支援を実践している県内関係団体より推薦を受けた15人の委員で構成。

③ 協議の内容

- ・ 医療的ケア児等とその家族の支援に係る関係機関相互の課題や情報の共有及び連携の強化
- ・ 医療的ケア児等とその家族の支援に係る方策

④ 令和6年度熊本県医療的ケア児等支援検討協議会概要

ア 日時 令和7年2月14日 開催

イ 議題 熊本県における医療的ケア児等支援の取組みについて

意見交換（災害対策、ライフステージごとの課題について等）

2 医療的ケア児地域支援体制強化事業

① 統括コーディネーターの配置

ア 目的

熊本県医療的ケア児支援センターに統括コーディネーターを配置し、地域の医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及びこれに従事する者に対する研修、助言・連絡調整、情報提供等を行うことにより、医療的ケア児及びその家族等が身近な場所において必要な支援を受けることができる体制を構築する。

イ 業務内容

(ア) 医療的ケア児等支援者・コーディネーター養成研修

(イ) 市町村・関係機関等支援

市町村及び関係機関等に対し、困難事例への相談対応や地域の連絡会議への参加等により、地域の医療的ケア児支援体制の構築に必要な助言・連絡調整等を行う。

(ウ) 情報提供

地域の医療的ケア児の状況やニーズ等を把握し、関係機関等への情報提供を行う。

② 医療的ケア児等コーディネーター養成研修

ア 目的

医療的ケア児等が地域で安心して暮らしていけるよう、支援を総合調整するコーディネーターを養成するための研修を行い、医療的ケア児等の地域生活支援の向上を図る。

イ 研修対象

市町村保健師、相談支援専門員等、今後地域においてコーディネーターの役割を担う者。

ウ 令和6年度実績 研修修了者：39人

⇒ 県ホームページにこれまでの研修修了者名簿を掲載しています。

③ 医療的ケア児等支援者養成研修

ア 目的

医療的ケア児等が地域で安心して暮らしていけるために、支援が適切に行える人材を養成し、医療的ケア児等の地域生活支援の向上を図る。

イ 研修対象

地域の事業所等で医療的ケア児等を支援している者、および今後支援を予定している者。

ウ 令和6年度実績 研修修了者：150人

Ⅲ 熊本県生命(いのち)の応援事業

1 目的

熊本県内の新生児集中治療室を有する医療機関でのケアから移行し在宅（県内）で常時人工呼吸器を装着している医療的ケア児に対して、災害時において生命維持に必要不可欠な非常用電源装置を確保することにより、医療的ケア児とその家族が地域で安心して暮らせるよう在宅への円滑な移行を支援

2 期待される効果

- 在宅で常時人工呼吸器等を装着する医療的ケア児
 - …災害時の生命の危機への不安が軽減される
- 市町村
 - …個別避難計画作成の促進に資する
 - …医ケア児受け入れ態勢を早期に整えることに資する
- NICU等で医療的ケア児をケアする医療機関
 - …医療的ケア児の早期の円滑な在宅移行への支援につながる

IV 医療型短期入所事業所等設置支援事業

1 目的

在宅で重度障がい児（者）の介護を行っている家族のレスパイトケアを図るため、医療的ケアが必要な重度障がい児（者）を受け入れる事業所に対し、備品の購入費の一部及び事業所において、常時の付き添いなどの特別な支援を行った場合に要した費用の一部に対する助成を行うことにより、事業所の設置運営を支援することを目的とする。

2 補助の対象

医療的ケアが必要な重度障がい児（者）を当該年度中に新たに受け入れる次の事業所。

- ・医療型短期入所事業所
- ・児童発達支援事業所
- ・放課後等デイサービス事業所
- ・生活介護事業所
- ・日中一時支援事業所

3 補助対象経費及び補助率

① 備品購入費助成

- 補助対象：・受け入れのために必要となる送迎用自動車
・医療用機器等の備品の購入費の一部
監視用テレビモニター、電動ベッド、マットレス、吸引器、パルスオキシメーター（血中酸素飽和度を表示する機器）等の医療的ケアを行うにあたって必要となる機器等
- 補助率： 県3/4 事業者1/4
- 補助基準額：送迎用自家用車購入を含む場合は7,000千円以内、
含まない場合は2,000千円以内。

② 運営費助成 ※医療型短期入所事業所のみ

- 補助対象：特別な支援が必要な重度の障がい児・者の受け入れに際し、障がい特性に応じて、ヘルパーの派遣による常時付き添い等の特別な支援を行った場合に要した費用の一部
（開設から1年以内に限る）
- 補助率： 県10/10
- 補助基準額： 1日ヘルパー1人あたり20千円
（補助上限額：960千円）

(ⅱ) 市町村の医療的ケア児等コーディネーターの配置

- ・市町村の医療的ケア児等コーディネーター（以下、「市町村コーディネーター」という。）に負担が集中しないような体制づくり。

⇒ 市町村内の医療的ケア児コーディネーター、障がい福祉、母子保健、保育及び教育等の関係部署の担当業務の明確化

- ・市町村コーディネーターを配置した際には、その旨をまずは庁内の関係者と共有することが必要。（誰も知らないことがないように）

※ 配置については、委託も考えられる。

※ 市町村単独での配置が困難な場合、圏域での配置も考えられる。

Ⅱ 市町村の皆さまへの依頼事項

(i) 協議の場の設置

地域における医療的ケア児等支援に係る協議の場の設置

(ii) 医療的ケア児等コーディネーターの配置

各市町村の一元的な相談窓口、総合調整等を行う市町村の医療的ケア児等コーディネーターの配置

(iii) 地域の支援体制の構築

各補助事業等を活用した、地域における医療的ケア児の支援体制の整備の検討

(iv) 調査事業への協力

在宅の重症心身障がい児(者)及び医療的ケア児(者)の障害福祉サービス等の利用状況等を調査し、その結果をもとに今後の適切な支援の検討を行う。そのための対象者把握に向けた協力

(i) 医療的ケア児支援に係る地域の協議の場について

1 設置目的

医療的ケア児とその家族を地域で支えられるようにするため、保健、医療福祉、教育等の医療的ケア児等支援に関わる行政機関や事業所等の担当者が一堂に会し、地域の課題や対応策について継続的に意見交換や情報共有を図るために設置する。

2 協議内容

医療的ケア児とその家族（以下「医療的ケア児等」という。）への支援体制に関する以下の協議を行い、市町村等の施策・取り組みに反映する。

- (1) 関係機関相互の課題や情報の共有及び連携強化に関すること
- (2) 地域の実情に応じた支援体制の整備に関すること
- (3) その他

3 構成

- (1) 設置者：市町村（圏域単位で開催も可）
- (2) 開催方法

新規設置のほか、既存の協議体（療育ネットワーク会議等）を活用し、開催する。

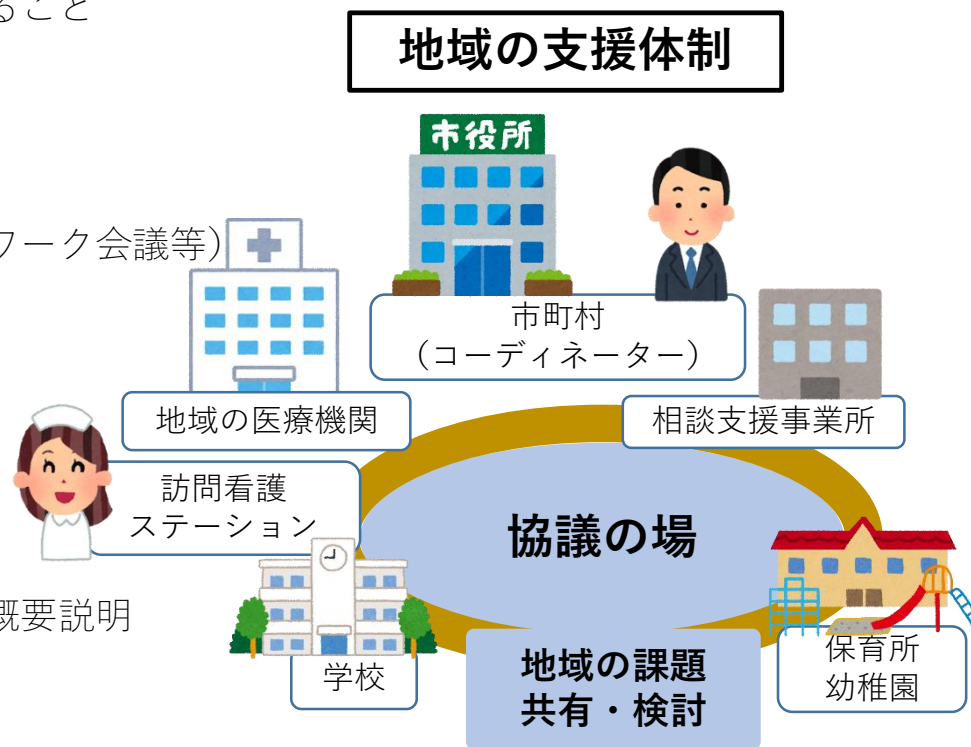
- (3) 委員

以下のような関係者で委員を構成。

- ・ 医療的ケア児等の団体
- ・ 医療機関
- ・ 医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関

4 議題例

- (1) 地域の状況について
 - ① 各機関の状況・課題・取り組みにかかる概要説明
 - ② 意見交換
- (2) その他



1 医療的ケア児等コーディネーターについて

(1) 医療的ケア児等コーディネーターの役割

- ・ 医療的ケア児等の相談支援業務
（基本相談、計画相談、地域の課題解決）
- ・ 支援者へのスーパーバイズとリスクマネジメント
- ・ 地域に必要な資源等の改善、開発
- ・ 多職種連携による支援体制構築

(2) 求められる資質

- ・ 専門的知識と経験の蓄積
- ・ 支援機関の協力体制の構築力

(3) 想定される職種

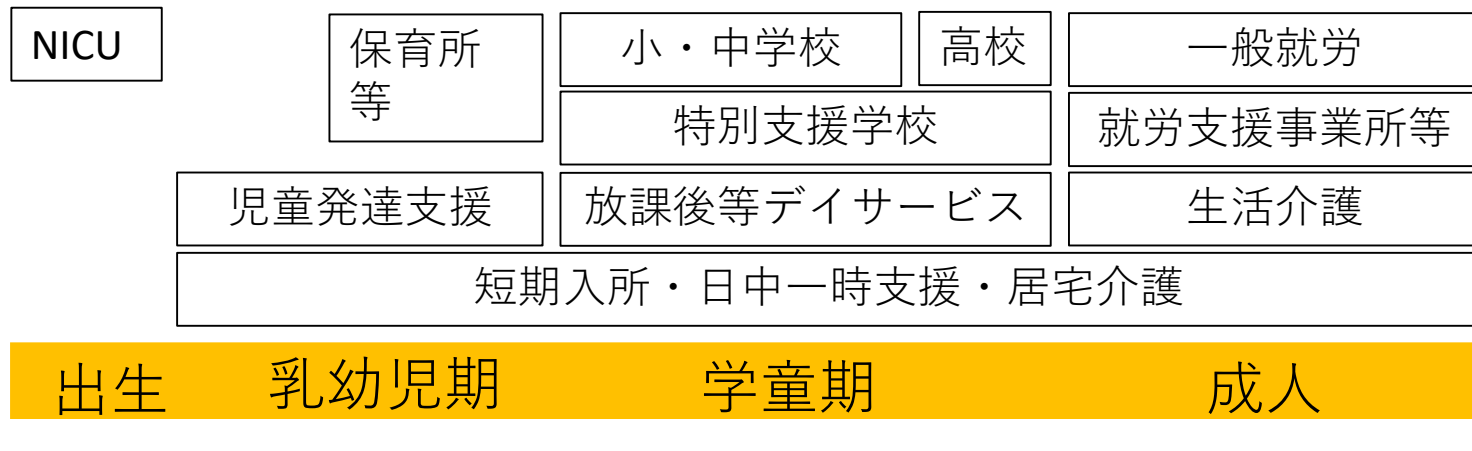
相談支援専門員、訪問看護師、保健師等

厚生労働省「医療的ケア児等コーディネーター養成研修 実施の手引き」参照

⇒ 様々な職種の医療的ケア児等コーディネーターの役割をまとめて記載

2. 市町村の医療的ケア児等コーディネーターの役割

【ライフステージと関係支援機関】



市町村コーディネーターの主な役割

【市町村の主な役割】

- 1 総合的な相談窓口
 - 2 **市町村の役割**に係る連絡・調整
 - 3 地域に必要な資源等の把握・開発
(医療機関・福祉施設・保育所等)
 - 4 個別支援にかかる情報共有
(保健師、訪問看護師、相談支援専門員)
- ① NICUからの在宅移行支援
 - ② 障がい福祉サービスの導入支援
 - ③ 保育所等への入所支援
 - ④ 小中学校等への就学支援
 - ⑤ 就労・生活支援
 - ⑥ 災害時の避難に関する相談支援

※協議の場等を活用し、地域の課題を共有する。

① NICUからの在宅移行支援

【目的・目指す姿】

在宅移行を支援するため、退院前に市町村（保健師・市町村コーディネーター等）と医療機関・訪問看護師等との連携体制を構築する。

【実施方法（具体例）】

- ・退院前カンファレンスに保健師と市町村コーディネーターが参加する。
- ・退院後速やかにサービスを導入するため、必要に応じて障がい福祉課担当や相談支援専門員との情報共有を行う。

⇒ 退院前カンファレンスに各病院の連携室から、保健師は参加依頼がなされているが、福祉関係者（相談支援事業所等）への依頼はない場合がある。

※ 各基幹病院連携室には、市町村コーディネーターの参加について検討依頼中。
（県医療的ケア児支援センター）

※市町村コーディネーター・・・市町村の医療的ケア児等コーディネーター

② 障がい福祉サービスの導入支援

【目的・目指す姿】

適切な時期に、医療的ケア児本人・家族に合った障がい福祉サービス（相談支援事業所・児童発達支援・短期入所等）へつなげる。

【実施方法（具体例）】

- ・医療的ケア児に対応している地域の相談支援事業所を把握し、その特徴なども踏まえ、家族に候補となる相談支援事業所等を紹介する。

⇒ 家族が利用の希望について相談しても、行政窓口にて「相談支援事業所一覧表」を渡され、家族自身で事業所に依頼の連絡をしている場合がある。

※ 全ての相談支援事業所が医療的ケア児に対応可能ではない。

※ 退院時に相談支援事業所が決まっていないこともある。

③ 保育所等への入所支援

【目的・目指す姿】

家族が保育所等の入所を希望された場合、保育所管課・保健師・市町村コーディネーター・相談支援専門員等が連携して入所支援を行う。

【実施方法（具体例）】

- ・ 医療的ケア児の計画的な入所支援を行うため、関係機関との連携体制を構築し対応する。
 - ・ 医療的ケア児を受入れ可能な保育所等をリストアップする。
※事前に協力意向・課題等について把握し、保育所管課等で共有する。
- ⇒ ・ 医療的ケア児を受け入れ可能な保育所等の把握・整備
・ 医療的ケアを提供するための人材確保
・ 医療的ケアを提供するための施設設備の整備・改修等

④ 小中学校等への就学支援

【目的・目指す姿】

教育委員会・保健師・相談支援専門員・市町村コーディネーター等が連携して就学支援・体制整備を行う。

【実施方法（具体例）】

- ・教育委員会による小中学校向けガイドラインを策定する。
- ・教育委員会主催の医療的ケア児支援協議会を設置する。
- ・地元の小学校に入学する場合は、入学決定後、「主治医指示書」「緊急マニュアル」などを、養護教諭や特別支援教育コーディネーター等と連携して作成する。
- ・本人や家族の希望を踏まえた、各学校の見学、面談ができるよう、早期に教育委員会に繋ぐ。※2年前を目途に

⇒ 医療的ケア児が地元の小中学校を希望した場合の、必要な手続きや確認事項、そのスケジュール等が整理されていない場合がある。

⑤ 就労・生活支援

【目的・目指す姿】

- ・卒業後の進路指導は学校が中心となっていくが、学校や相談支援専門員、障害者就業・生活支援センター等と連携し、就労や進学先に応じた生活支援につなげる。
- ・その後の就労相談については、適切な支援機関へつなげる。

【実施方法（具体例）】

- ・生活支援に繋げる際、情報が古くならないよう教育委員会と医療的ケア児コーディネーターは定期的に情報交換を行う。
- ⇒ 医療的ケア児について、就労・進学は現状ほとんどケースがないため、今後様々な課題が顕在化すると思われる。

⑥ 災害時の避難に関する相談支援

【目的・目指す姿】

発災時に適切な避難ができないと生命に直結するため、本人やその家族が、避難先や避難方法等を事前に確認できるよう支援する。

【実施方法（具体例）】

- ・災害発生時の避難場所や必要な支援について、本人やその家族からの相談に対応する。
- ・個々の状況を踏まえ、必要に応じて避難行動要支援者名簿に掲載するとともに、安否確認の方法についても事前に検討を行う。

<避難先の例>

医療機関、福祉避難所、自主的な避難先（安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等）など

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針 第一 四 【令和5年こども家庭庁・厚生労働省告示第1号による改正】

4 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備

(一) 重症心身障害児及び医療的ケア児に対する支援体制の充実

(前略) 加えて、市町村においては、**関連分野の支援を調整するコーディネーター**として養成された相談支援専門員、保健師、訪問看護師等**の配置を促進することが必要である。**
このコーディネーターは、医療的ケア児等が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児等に対する支援のための地域づくりを推進するといった役割を担う必要がある。

具体的には、新生児集中治療室に入院中から退院後の在宅生活を見据え、医療的ケア児とその家族の状況を踏まえた**退院支援**、医療的ケア児が日常生活上必要とする医療的ケアの状況を踏まえた上で、**個々の発達段階に応じた発達支援**を行うとともに、家族支援を含めた医療的ケア児の「育ち」や「暮らし」の支援に当たって、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の**多職種が協働できるよう支援の調整を図り、**医療的ケア児とその家族が抱える**課題解決に向けた個別支援を行う**ほか、地域で医療的ケア児の育ちを保障するため、協議の場を活用した**社会資源の開発・改善を行う**等の役割が求められる。

このため、コーディネーターについては、医療的ケア児等に関するコーディネーターを養成する研修を修了するとともに、必要に応じ相談支援従事者初任者研修を受講することが望ましい。なお、**市町村単独での配置が困難な場合には、圏域での配置であっても差し支えない。**

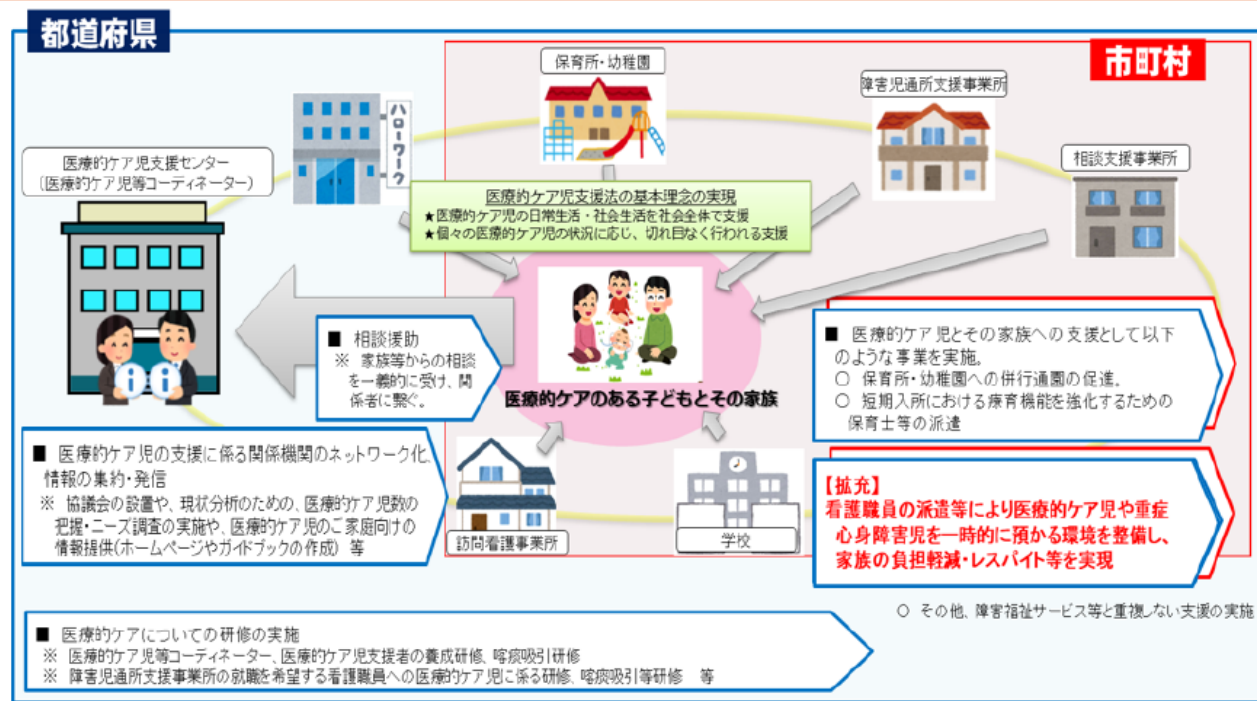
<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

- 医療的ケア児や重症心身障害児の地域における受入れが促進されるよう、地方自治体の体制の整備を行い、医療的ケア児等の地域生活支援の向上を図る。

事業の概要

- 「医療的ケア児支援センター」に医療的ケア児等コーディネーターを置き、医療的ケア児とその家族への相談援助や、専門性の高い相談支援を行えるよう関係機関等をネットワーク化して相互の連携の促進、医療的ケア児に係る情報の集約・関係機関等への発信を行うとともに、医療的ケア児の支援者への研修や医療的ケア児とその家族の日中の居場所作りや活動の支援、医療的ケア児を一時的に預かる環境整備等を総合的に実施する（センターを置かない場合も各種事業の実施は可能）。



実施主体等

【実施主体】	都道府県・市町村	※医療的ケア児支援センターへの医療的ケア児等コーディネーター配置については都道府県のみ
【負担割合】	国 1/2、都道府県 1/2 又は市町村 1/2	
【補助基準額】	医療的ケア児等コーディネーターを配置する場合	1 都道府県当たり 8,625千円（2人目以降、1人につき5,044千円を加算）
	医療的ケア児等コーディネーターを配置しない場合	1 自治体当たり 5,141千円
	一時預かり 1人当たり180千円	環境整備 1 自治体当たり 500千円

(1) 医療的ケア児保育支援事業【拡充・見直し】 (保育対策総合支援事業費補助金)

保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とするための体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る。

また、医療的ケアに関する技能及び経験を有した者（医療的ケア児保育支援者）を配置し、管内の保育所等への医療的ケアに関する支援・助言や、喀痰吸引等研修の受講等を勧奨するほか、市区町村等において医療的ケア児の受入れ等に関するガイドラインを策定することで、安定・継続した医療的ケア児への支援体制を構築する。

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助基準額】

○基本分単価

① 看護師等の配置 1 施設当たり 5,290千円

（2名以上の医療的ケア児の受け入れが見込まれる保育所等において、看護師等を複数配置している場合、5,290千円を加算、さらに効果的・効率的な看護師配置を目的として自治体等において雇上げた看護師等が巡回して対応する場合 1自治体あたり 5,010千円

○加算分単価

② 研修の受講支援【拡充】 1 施設当たり 300千円 ※看護師等及び保育士等が喀痰吸引以外の研修を受講する場合も対象とする。

③ 補助者の配置 1 施設当たり 2,412千円

④ 医療的ケア保育支援者の配置 1 市区町村当たり 2,412千円 （喀痰吸引等研修を受講した保育士が担う場合、130千円を加算）

⑤ ガイドラインの策定 1 市区町村当たり 577千円 ⑥ 検討会の設置 1 市区町村当たり 360千円

⑦ 医療的ケア児の備品補助 1 施設当たり 10万円 （医療的ケア児の個別性に依りて必要となる備品 例：抱っこひも・ベッド等）

⑧ 災害対策備品整備 1 施設当たり 10万円 （災害対策として停電時等に必要となる備品 例：外部バッテリー・手動式吸引器等）

⑨ 園外活動移動支援加算 1 施設当たり 4万円【拡充】

※②、⑤、⑥はそれぞれ単独で補助することを可能とする。

【補助割合】 国：1/2、都道府県・指定都市・中核市：1/2 国：1/2、都道府県：1/4、市区町村：1/4

*医療的ケア児の受入れ体制拡充のため、新たな保育所等において、医療的ケア児の受入れを開始する自治体については、補助率を嵩上げ。

国：2/3、都道府県・指定都市・中核市：1/3 国：2/3、都道府県：1/6、市区町村：1/6

Ⅵ お知らせ

(1) 市町村医療的ケア児支援関係課研修会

- 日 時 令和7年8月27日(水) 午後1時30分～
- 開催方法 オンライン (zoom)
- 参加対象 障がい福祉、母子保健、保育所、防災の各所管課及び教育委員会の職員、市町村に配置された医療的ケア児等コーディネーター、その他関係課職員

(2) 医療的ケア児等コーディネーター養成研修

- 日 時 令和7年10月23日(木)～24日(金)
- 会場 くまもと森都心プラザ
- 参加対象 市町村の保健師、訪問看護師、相談支援専門員等
(市町村や事業所において医療的ケア児及びその家族支援の中核的な役割を担う人材)